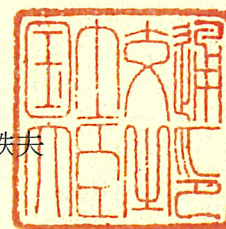


指 定 書

国住参建第 2401 号
令和 3 年 12 月 20 日

株式会社三誠
代表取締役 丹羽 伸治 様
丸一鋼管株式会社
代表取締役社長兼 COO 吉村 貴典 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の建築基準法第 37 条第一号の国土交通大臣の指定する日本産業規格に適合する鋼材等に係る許容応力度等の基準強度について、平成 12 年建設省告示第 2464 号第一第二号、第二第二号、第三第二号及び第四第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

- 名称
一般構造用炭素鋼鋼管 STK540 (JIS G 3444)
- 指定する数値

許容応力度の基準強度	375 N/mm ²
溶接部の許容応力度の基準強度	375 N/mm ²
材料強度の基準強度	375 N/mm ² (上記の数値の 1.0 倍以下までの数値)
溶接部の材料強度の基準強度	375 N/mm ² (上記の数値の 1.0 倍以下までの数値)

- 適用範囲
指定する数値は、丸一鋼管株式会社東京工場が製造する一般構造用炭素鋼鋼管 STK540 (JIS G 3444) を、株式会社三誠が供給する G-ECS パイル工法又は N-ECS パイル工法 (いずれも基礎くいの図書省略認定工法) のくい軸部に用いる場合に適用する。

(注意) この指定書は、大切に保存しておいてください。